

簡易専用水道の手引き

各務原市 水道部 水道施設課

目次

1. 簡易専用水道とは	1
2. 簡易専用水道の管理基準	3
1. 法定検査の受検（法第 34 条の 2 第 2 項, 規則第 56 条）	3
2. 水槽の清掃（規則第 55 条第 1 号）	3
3. 水槽の点検（規則第 55 条第 2 号）	3
4. 水質検査（規則第 55 条第 3 号）	3
5. 給水停止及び関係者への周知（規則第 55 条第 4 号）	3
3. 簡易専用水道の望ましい衛生管理	4
1. 施設の点検・整備	4
2. 水質検査の実施	4
3. 書類の整理・保存	4
4. 簡易専用水道に関する届出等	5
5. 市が行う事務	5
1. 申請・届出等の窓口	5
2. 立入検査及び報告の徴収	5
3. 改善の指示・給水停止命令	5
6. 資料	6
1. 簡易専用水道設置者において作成・提出する書類一覧	6
2. 各務原市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱	12

本手引きにおいて、水道法は「法」、水道法施行令は「令」、水道法施行規則は「規則」と表記します。

1. 簡易専用水道とは

■簡易専用水道の定義

簡易専用水道は、専用水道以外の水道であって、市から供給される水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が 10m^3 を超えるものが該当します。

ただし、工業用水や消防用水として利用し、全く飲用に供さない施設及び井戸水や専用水道を使用している施設は該当しません。

簡易専用水道については、法第3条第7項、令第2条に定められています。

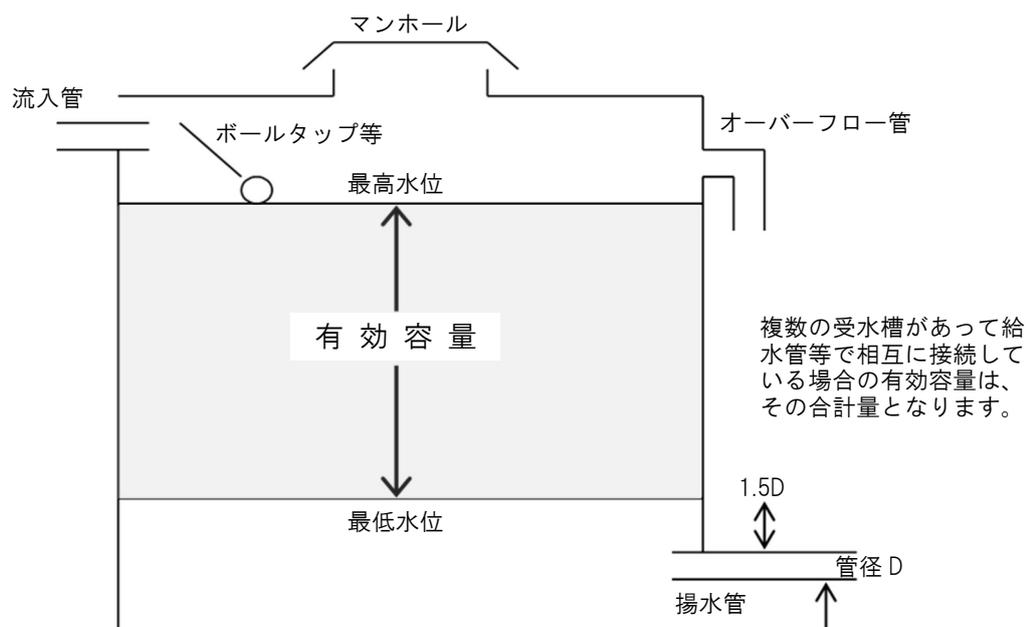
受水槽以降から給水栓までの水道施設については、管理及びその水質は設置者が責を負うこととなります。水源が市から供給される水道水であることから管理が徹底されないこともあります。一定規模以上の水道施設については、安全で衛生的な水を継続的に確保するために、管理基準等が法令により義務付けがされています。

有効容量

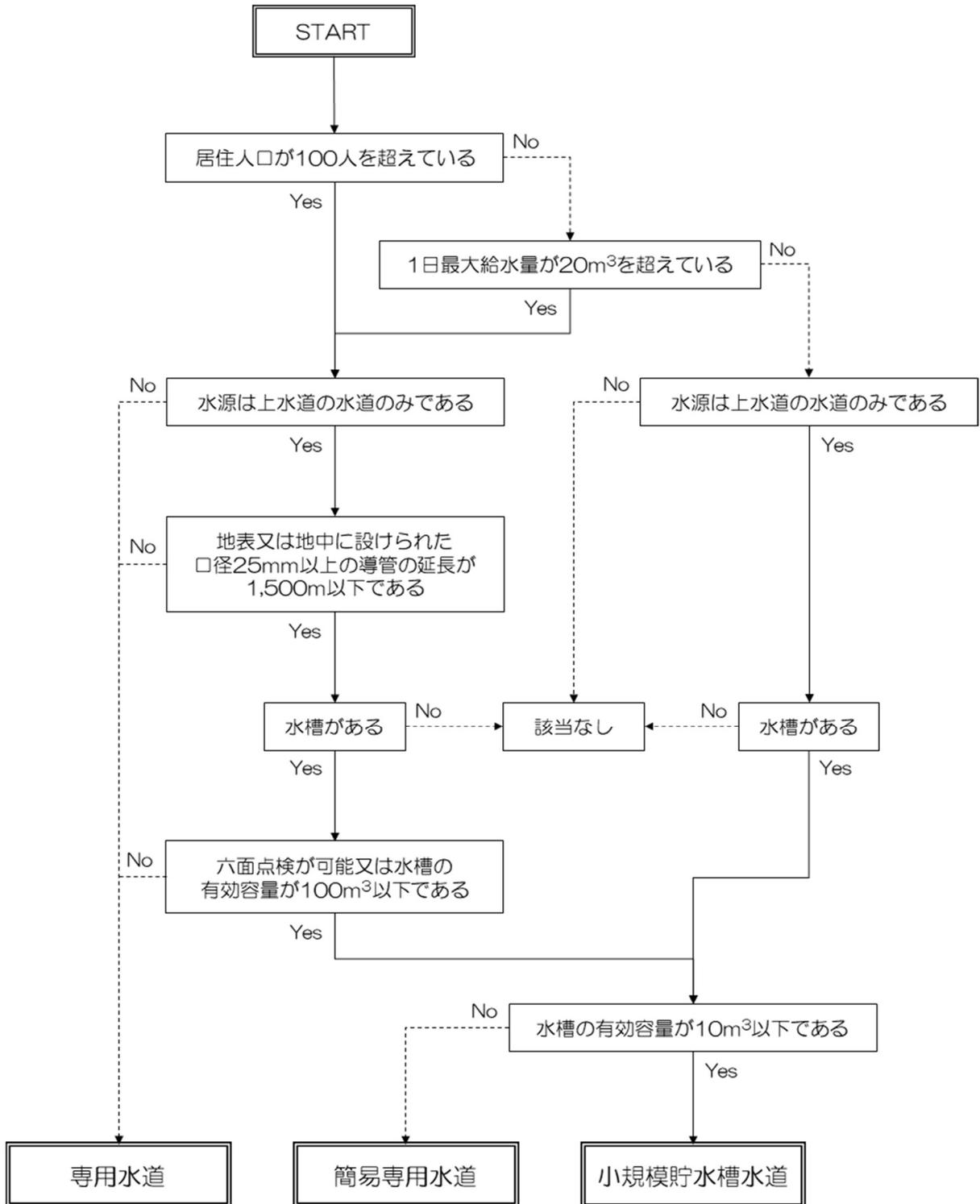
有効容量とは、受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な容量をいいます。

- ・最高水位（ハイウォーターレベル）とは、受水槽の定水位装置（ボールタップ、水面感知センサー等）により決定される水位。
- ・最低水位（ローウォーターレベル）とは、受水槽内の揚水管の吸込管端から揚水管径の1.5倍上部の水位。

受水槽の構造例



■適用フローチャート



2. 簡易専用水道の管理基準

1. 法定検査の受検（法第 34 条の 2 第 2 項，規則第 56 条）

簡易専用水道の設置者は、毎年 1 回以上定期に、厚生労働大臣登録検査機関の実施する法定検査（有料）を受けなければなりません。検査内容は、①簡易専用水道に関する施設の外観検査、②給水栓における水質検査、③書類（管理状況）検査です。

万が一、検査結果で異常がみられた場合は、設置者は速やかに市に報告してください。なお、法定検査を受検しないときには、法第 54 条第 8 号に基づく罰則が科せられる場合があります。

2. 水槽の清掃（規則第 55 条第 1 号）

受水槽、高置水槽の清掃は、毎年 1 回以上定期に行わなければなりません。この清掃を行う者の資格について特に定めはありませんが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：建築物衛生法）」の登録を受けた業者等の専門業者に依頼して実施することが望ましいと思われまます。

3. 水槽の点検（規則第 55 条第 2 号）

水槽の亀裂や変形、マンホール蓋の不備等は、汚水の流入や異物混入の原因となるため、定期的に水槽本体とその周辺を点検してください。点検により異常を確認した場合は、水の汚染を防止するための改善措置を速やかに講じてください。

また、地震、大雨、凍結等の事態が発生した場合も、速やかに点検してください。

4. 水質検査（規則第 55 条第 3 号）

市から供給される水道水を受水しているものの、受水槽以降の水道施設に不備があれば、水質にも影響を生じる可能性があります。したがって、蛇口から出る水の状態（色、濁り、臭い、味）は日頃から確認してください。異常が認められたときには、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に依頼し、必要な項目について水質検査を行うとともに、原因の特定や改善措置を速やかに講じてください。

5. 給水停止及び関係者への周知（規則第 55 条第 4 号）

供給する水が人の健康を害する恐れがあることが判明した場合、直ちに給水を停止し、危険であることを関係者に周知しなければなりません。また、市にも連絡して指導を受けるとともに、汚染原因の調査や必要な改善措置を実施してください。

3. 簡易専用水道の望ましい衛生管理

簡易専用水道の設置者には法令により前章の管理基準が義務付けられていますが、安全で衛生的な水を継続的に確保するために、これに加え次のような管理を行うようお願いいたします。

1. 施設の点検・整備

水槽に汚染物や小動物等が侵入することを防止するために、毎月 1 回以上定期的に次に示す点検をしてください。また、地震、大雨、凍結等の事態が発生した場合も、速やかに点検を行い施設の異常の有無を確認してください。

◆水槽周囲の状況

点検や清掃に支障の無い空間が確保されているか、整理整頓されているか 等

◆水槽本体及び付属物の状態

破損や変形また亀裂の有無、蓋の密閉状況、通気管や水抜管の状態 等

◆水槽内部の状態

汚泥やさび等の沈殿物また内部の汚れや腐食の有無 等

2. 水質検査の実施

水の状態の観察（毎日）

透明なガラスコップ等に給水栓から水道水をくみ、水の色、濁り、臭い、味を確認してください。

残留塩素の測定（週 1 回）

専用の測定器により残留塩素の測定を行ってください。残留塩素が検出されなかったり、急激に低下したりした場合は、水が汚染されている可能性がありますので、市に相談してください。

水道水質基準についての水質検査（年 1 回）

年に 1 回は水質検査を行い、水の安全を確認してください。

3. 書類の整理・保存

施設に関する図面や書類、また点検記録や水質検査結果等については、整理し保管してください。

4. 簡易専用水道に関する届出等

簡易専用水道の設置者は、次に該当する場合は市に届出してください。

届出するとき	届出の名称
簡易専用水道を設置したとき (供用開始後30日以内)	簡易専用水道設置届 (様式第13号)
簡易専用水道の設置届の内容から 変更が生じたとき	簡易専用水道変更届 (様式第14号)
簡易専用水道の給水を開始した後 に廃止したとき	簡易専用水道廃止届 (様式第15号)
法定検査の結果、異常を認めたと き	簡易専用水道に関する改善計画書 (改善完了報告書) (様式第21号)

5. 市が行う事務

1. 申請・届出等の窓口

各種の届出に関する窓口となります。提出された書類を審査し、必要に応じて指導や助言を行います。また、簡易専用水道に関する相談も承っております。

2. 立入検査及び報告の徴収

市長は、簡易専用水道の設置者に対し、管理についての報告を求めたり、施設の立入検査を行ったりすることができます(法第39条第3項)。法定検査の結果、衛生上問題があることを受検者から報告を受けた場合には、立入検査を行い、改善措置をとるよう指導することもあります。

3. 改善の指示・給水停止命令

市長は、簡易専用水道の管理が基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対し、清掃やその他の必要な措置をとるよう指示することができます。(法第36条第3項)。改善の指示等を受けた場合は、その事項について「改善計画書(様式第21号)」を市に提出してください。

また、簡易専用水道の設置者が改善指示や勧告に従わず、そのまま給水を継続させると利用者の利益を阻害すると認めるときは、給水を停止すべきことを命じることができます(法第37条)。

6. 資料

1. 簡易専用水道設置者において作成・提出する書類一覧

名 称	摘 要 法 令	備 考
簡易専用水道設置届	・ 要綱第9条	様式第13号
簡易専用水道変更届	・ 要綱第10条	様式第14号
簡易専用水道廃止届	・ 要綱第11条	様式第15号
簡易専用水道に関する改善計画書 (改善完了報告書)	・ 要綱第13条	様式第21号

「要綱」とは、各務原市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱（P12～14）のことをいいます。

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

簡易専用水道設置届

次のとおり簡易専用水道を設置したので、届出します。

1 建物の概要

施 設	名 称			
	所在地			
管理者	氏 名			
	住 所	Tel		
用 途	共同住宅・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場 病院・旅館・興行場・その他（ ）			
構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・鉄骨造・木造・その他（ ） 地上 階、地下 階			
竣工年月	年 月	給水開始年月	年 月	
利用者数	居住 名（ 世帯）、出入人数 名、計 名（日平均）			
使用水量	月平均	m ³	水道直結栓	ヶ所
供給を受ける水道名		ビル管法適用	有 ・ 無	
備 考				

2 水道施設の概要

		受 水 槽	高 置 水 槽
設置場所		屋内・屋外・屋上 地上式・地下式・半地下式	屋内・屋外・屋上
材 質	本 体	ステンレス鋼板・FRP その他 ()	ステンレス鋼板・FRP その他 ()
	内 面	ステンレス・合成樹脂 その他 ()	ステンレス・合成樹脂 その他 ()
		合計 m^3 縦 横 有効水深 m^3 (× ×) m^3 (× ×)	m^3 m^3 m^3 m^3
主な配管材質		ライニング鋼管・鋼管・塩ビ管・その他 ()	
給水方式*			
塩素滅菌機	有・無	防錆剤の使用	有 (品名)・無
消防用水	別・兼用	汚水槽	同一建物に有・同一建物に無

* (例) 受水槽→ポンプ→高置水槽→カラン

3 管理計画

(1) 水槽の清掃

(2) 水質検査

(3) 厚労省令で定める法定検査

添付書類

設置場所及び構造設備等を明らかにする図面

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

簡易専用水道変更届

年 月 日付けで設置届出をした簡易専用水道について、次のとおり変更したので届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		

添付書類

構造設備の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした図面

様式第15号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

簡易専用水道廃止届

年 月 日付けで設置届出をした簡易専用水道について、次のとおり廃止したので届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
廃止理由		
廃止年月日		

年 月 日

（宛先）各務原市長

設置者

住 所

氏 名

印

簡易専用水道に関する改善計画書（改善完了報告書）

年 月 日、簡易専用水道の管理に係る検査の結果、衛生上問題があるとして指摘を受けましたが、下記のとおり、改善します（改善しました）ので、報告します。

記

1 簡易専用水道施設 所在地

名 称

2 登録検査機関からの改善指示事項

3 改善計画（改善実施）内容

4 改善予定（改善完了）日

（添付書類）改善内容を示す図面、写真等

2. 各務原市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱

(平成25年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に関する事務処理の適正かつ円滑な運営を図るため、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道確認申請)

第2条 法第33条の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）とする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の申請書の内容が法第5条の規定による施設基準に適合するかの確認は、水道水源環境調査票（様式第3号）及び専用水道布設工事設計確認申請審査表（様式第4号）を作成して行うものとし、施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計確認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(専用水道給水開始前届)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の届出は、専用水道給水開始前届（様式第6号）によるものとする。

2 前項の届出をするときは、水質検査結果書の写し及び水道施設検査書（様式第7号）を添えて、あらかじめ市長に届け出るものとする。

(専用水道使用届)

第4条 給水人口の増加等、新たに専用水道の適用を受けることとなった水道の設置者は、専用水道となった日から起算して30日以内に専用水道使用届（様式第8号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(専用水道変更届)

第5条 専用水道の設置者は、第2条第1項及び前条に規定する申請書等の記載事項の変更及び添付書類の変更（水道施設の軽微な変更に限る。）を行う場合は、専用水道変更届（様式第9号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(専用水道廃止届)

第6条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止しようとするときは、専用水道廃止届（様式第10号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(水道技術管理者設置・変更届)

第7条 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、専用水道の設置者は、水道技術管理者を設置又は変更したときは、水道技術管理者設置・変更届（様式第11号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(業務の委託)

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、水道業務委託届(様式第12号)によるものとする。委託に係る契約を変更し、又は解除した場合も、同様とする。

(簡易専用水道設置届)

第9条 簡易専用水道を設置した者は、使用開始後30日以内に簡易専用水道設置届(様式第13号)に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道変更届)

第10条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の設置届の内容に変更が生じたときは、簡易専用水道変更届(様式第14号)に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道廃止届)

第11条 簡易専用水道の設置者は、給水を開始した後において当該簡易専用水道を廃止したときは、簡易専用水道廃止届(様式第15号)を市長に届け出るものとする。

(立入検査)

第12条 法第39条第2項の規定により市長が専用水道の立入検査を行うときは、水道及び飲料水供給施設の巡回指導要領について(昭和36年9月4日付環発第134号厚生省環境衛生局長通知)に定められた回数以上行うものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第39条第3項の規定による簡易専用水道の立入検査を行うものとする。この場合において、市長は、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして施設等に立ち入らせ、検査するものとする。

(1) 設置者から市長に簡易専用水道の管理に係る検査の結果、衛生上特に問題があると認められた旨の報告があったとき。

(2) 市長が特に必要があると認めるとき。

3 市長は、必要に応じて、事前に専用水道の設置者に対して立入検査事前報告書(様式第16号)の作成を依頼し、水道事業管理における一般的確認項目(様式第17号)により現状を把握するものとする。

4 専用水道及び簡易専用水道の立入検査は、水道立入検査表(様式第18号)により行うものとする。

5 市長は、立入検査の結果、専用水道及び簡易専用水道の設置者に対して指導する必要がある場合には、水道立入検査に伴う指導について(様式第19号)を作成し、設置者に交付するものとする。

(改善の指示等)

第13条 市長は、法第36条の規定により改善等を行うべき旨を指示しようとするときは、専用水道又は簡易専用水道の設置者等に弁明の機会を与え、必要な期間を与えるものとする。

2 専用水道又は簡易専用水道の設置者等は、法第36条に規定する指示等を受けた事項について、専用水道に関する改善計画書(改善完了報告書)(様

式第20号)又は簡易専用水道に関する改善計画書(改善完了報告書)(様式第21号)を指定の日までに市長に書面で報告するものとする。

3 市長は、前条及び前2項の結果を、水道立入検査台帳(様式第22号)に記入するものとする。

(立入検査の実施状況等の報告)

第14条 市長が実施した専用水道又は簡易専用水道の立入検査の状況等については、岐阜県等より照会があるごとに報告するものとする。

(水質検査実施計画の把握)

第15条 市長は、専用水道の設置者等が事業年度の開始前に策定する検査の計画(水質検査計画)を把握し、必要な指導をするものとする。

(健康診断実施状況の把握)

第16条 市長は、専用水道の設置者等が実施する従事者の健康診断の状況を把握するとともに、従事に不相当と認める者を発見したときは、必要な措置を講ずるものとする。

(協議決定)

第17条 市長は、立入検査等の結果をふまえ、必要な指導を行ったにもかかわらず、専用水道及び簡易専用水道の設置者がある指導に従わない場合等においては、法第35条の規定による認可の取消し、法第36条の規定による改善の指示又は法第37条の規定による給水停止命令等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の措置)

第18条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、水道の断減水、水質汚染事故又は水道施設災害等が発生し、住民等の健康を害し、又は害するおそれが生じた場合は、直ちに市長へ通報するとともに、応急処置等を適切に講ずるものとする。

2 市長は、前項の通報を受けたときは、必要に応じその原因を調査するとともに、設置者に対し必要な措置を指示するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

お問い合わせ先

各務原市 水道部 水道施設課 浄配水係
(水道事業庁舎 4階)

住 所 : 各務原市三井東町 4-32

電 話 : 058-383-7115 (直通)

F A X : 058-389-4847